

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の対応においては、区民の健康を守ることを優先し、区民生活の影響がでない範囲で、区民サービスや区の事業の臨時的な対応、意見交換会の延期等の取扱いをしているところである。

意見交換会については、中野区自治基本条例で行政運営への区民の参加の手続の一つとして定めているが、下記による状況であるときには、特例として、意見交換会に代わる方法により実施する。

1 特例の取扱い

次に掲げる要件をすべて満たす場合

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、現に意見交換会を実施することが困難であること。
- (2) 前述(1)の状態が相当の期間にわたり継続する見込みであり、意見交換会を実施することができる見通しが立たないこと。
- (3) 計画、条例等の意見交換会を実施することができないために、当該計画、条例等の策定を行うことができないことにより、行政運営に支障をきたすおそれがあること。

2 実施方法

- (1) 周知
区報、区のホームページ等
- (2) 意見の提出方法
郵便、FAX、電子メール等（書面又は電子データによる。）
- (3) 意見に対する区の対応
区は、提出された意見の概要、提出された意見に対する考え方を公表する。

3 実施時期

令和2年5月以降